

報告第3号

令和6年度つくばみらい市下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項及び第2項ただし書の規定に基づき、令和6年度つくばみらい市下水道事業会計予算に定めた経費のうち翌年度に繰り越したものについて、同条第3項の規定により別紙のとおり報告する。

令和7年5月30日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

令和6年度つくばみらい市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発 生 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説明
						国 県 交付金	企業債	当 年 度 損益勘定 留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	管渠建設事業	109,141,000	27,400,000	81,741,000	31,799,000	45,700,000	4,242,000			設計の協議に不測の日数を要したため
		ポンプ場建設事業	33,000,000	10,500,000	22,500,000	12,150,000	9,600,000	750,000			設計の協議に不測の日数を要したため
		処理場建設事業	466,565,000	256,565,000	210,000,000	128,620,000	81,300,000	80,000			設計の協議に不測の日数を要したため
		福岡工業団地第2期地区 関連事業（雨水）	71,032,000		71,032,000	52,699,000	16,200,000	2,133,000			国土交通省及び茨城県との協議に不測の日数を要したため

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説明
						国 県 交付金	企業債	当 年 度 損益勘定 留保資金			
1 下水道事業費用	1 営業費用	処理場事業	110,330,000		110,330,000			110,330,000			機器の製作に不測の日数を要したため